

# 令和 2 年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業

## (高等学校等における研究開発) 審査要項

令和 2 年 1 月 9 日

文部科学省初等中等教育局長

### 1. 審査の基本方針

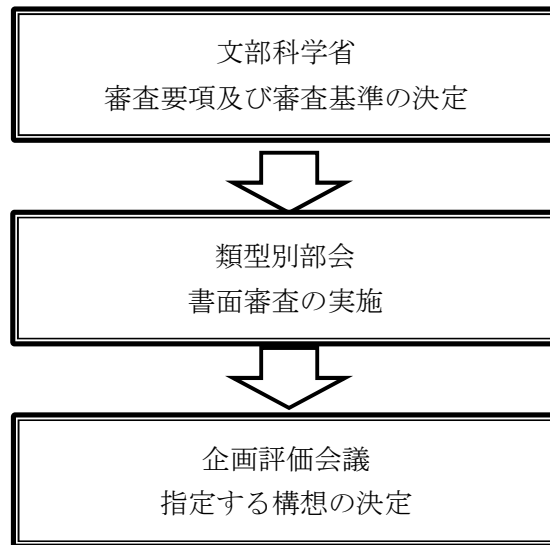
令和 2 年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業（高等学校等における研究開発）の指定に関する審査は、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）の学校設置者（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人，公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する都道府県・指定都市教育委員会，私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人，株式会社立の高等学校等にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）又は高等学校等と協働して取組を行う地域の関係機関（市町村，民間団体等）により組織する実行委員会等の代表機関から申請された地域人材の育成及び教育課程の研究に関する構想（以下「構想」という。）について，教育活動の実績を踏まえた計画の実現性，発展性，継続性，他の学校や地域への普及などの観点により評価を行う。

### 2. 審査の方法

#### (1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査は，「地域との協働による高等学校教育改革推進事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）及び「企画評価会議」の下に設置する「地域魅力化型」，「グローバル型」，「プロフェッショナル型」に係る部会（それぞれ「地域魅力化型企画評価部会」，「グローバル型企画評価部会」，「プロフェッショナル型企画評価部会」と称し，以下「類型別部会」と言う。）において実施する。
- ② 類型別部会においては，書面による審査を行うものとする。
- ③ 企画評価会議においては，類型別部会の審査結果を踏まえ，本事業として指定する構想を決定するものとする。

## <審査の手順>



## (2) 審査の進め方

### ① 書面審査

- ・ 類型別部会は、申請者から提出された申請書類（以下「構想調書等」という。）について、審査基準に基づき書面審査を行うこと。
- ・ 審査にあたっては必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができること。

### ② 合議審査

- ・ 企画評価会議は、類型別部会における書面審査の結果を踏まえ、合議により指定する構想を決定する。なお、指定の決定に際しては、原則として書面審査の評点順とするが、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、類型ごとのバランス、取組の特徴、地域性や学科の種類及び学校設置者等のバランスに配慮することができること。
- ・ 指定の決定に当たっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができること。

## 3. 開示・公開等

### (1) 企画評価会議及び類型別部会の審議内容の取扱い

各構想の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

### (2) 審査結果について

指定された構想は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

### **(3) 審査委員者の氏名について**

企画評価会議の委員及び類型別部会の協力者（以下「審査委員」という。）の氏名については、指定決定後に公表することとする。

## **4. 審査委員の遵守事項**

### **(1) 秘密の保持**

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

### **(2) 利害関係者の審査**

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に文書で申し出なければならない。
  - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - (イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
  - (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
  - (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
  - (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
  - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

### **(3) 不公正な働きかけ**

- ① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

## 令和 2 年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業

### (高等学校等における研究開発) 審査基準

令和 2 年 1 月 9 日  
文部科学省初等中等教育局長

地域との協働による高等学校教育改革推進事業（高等学校等における研究開発）の審査において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

#### 1. 書面審査

##### (1) 書面審査の評点

書面審査は、「下記（3）書面審査項目と審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

##### (2) 各評点の所見等

- ① 書面審査の所見は、指定すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、特に、下記「（3）書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5・2・1」の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を1とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ③ 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

##### (3) 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、審査要項別紙の審査項目（1）～（11）にある各項目に沿って行い、それぞれについて、1（1）のとおり評点を「絶対評価」により付すこととする。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。

る。

#### 【評点の基本的考え方】

- ・各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。係数については、類型毎に別紙係数一覧のとおりとする。

## 2. 書面審査結果の報告

類型別部会における書面審査終了後、各協力者の書面審査の評点を偏差値により補正した数を用いて計算した平均値（小数点以下第2位を四捨五入すること。）を得点と見なし、得点順に整理した審査結果を企画評価会議に報告すること。その際、必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができる。

なお、得点の計算に当たっては、各協力者の評点を偏差値により補正した数のうち、最も大きい数と最も小さい数をそれぞれ1つずつ除いた数によること。

## 3. 指定の決定

企画評価会議は、類型別部会における審査結果を踏まえ、合議により指定する構想を決定する。指定の決定に際しては、類型に関係なく、原則として得点の上位の構想から指定することとする。

なお、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、指定する構想全体の1/3以内を目安とし、類型のバランス、取組の特徴、地域性や実施しようとする学科及び学校設置者等のバランス（以下「類型・地域のバランス等」という。）にも配慮した指定をできることとするが、書面審査の評点に「2（やや不十分である）」又は「1（不十分である）」の項目が著しく多い構想は指定しないこととする。

また、指定の決定に当たっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができる。

【別紙】書面審査係数一覧<地域魅力化型>

審査項目	満点 係数	470
<b>(1) 構想の目的等</b>		<b>15</b>
① 構想の目的及び求める地域人材像は、明確かつ具体的に設定されているか。	3	15
<b>(2) 達成目標、具体的目標の設定</b>		<b>20</b>
① 本構想における定量目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、これまでの実績を考慮した上で、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値が設定されているか。	2	10
② 本構想における定性目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。	2	10
<b>(3) 実施体制（管理機関・コンソーシアム）</b>		<b>65</b>
① 管理機関による事業の管理方法や地域において構築するコンソーシアムの構成、カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置に関する計画は適切か。	2	10
② 管理機関が本事業に関し、専門的知見から指導、助言を得るための運営指導委員会が適切に設置されているか。	2	10
③ 管理機関の考えや戦略が明確かつ本事業の目的に沿ったものとなっているか。	2	10
④ 管理機関又はコンソーシアムによる主体的な取組が、本計画を実施するに当たり適切な規模、量等となっているか。	2	10
⑤ 本事業終了後も、管理機関が責任をもって必要な取組を継続する予定か。（例：カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置方法・体制に係る考え方、コンソーシアムの運営方法等（コミュニティスクール化の方針を含む））	3	15
⑥ 高等学校と地域の協働による取組に関する協定文書等があるか。（協定締結に向けた具体的な予定も含む）	2	10
<b>(4) 実施体制（学校）</b>		<b>40</b>
① 学校長の下、学校全体として組織的・計画的に研究開発に取り組む体制が構築されとともに教師の役割が明らかとなっているか。また、それを支援する体制が整備されているか。	2	10
② カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の学校内における位置付けが適切か。	2	10
③ 学校長の下で、研究開発の進捗管理を行い、定期的な確認や成果の検証・評価等を通じ、計画・方法を改善していく仕組みが明確にされているか。	2	10
④ 個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために、評価の専門家等の支援を得られるようにしているか。	1	5
⑤ これまで、教育課程等の研究開発に関する組織体制整備の実績があるか。	1	5
<b>(5) 研究開発計画</b>		<b>75</b>
① 現状の分析を行い、研究開発内容との関係において明確な仮説が適切に設定されているか。	4	20
② 仮説を検証する上で実施対象（対象とする生徒数、学科・コース間の比較）の設定は適切か。	2	10
③ 研究開発計画は、分析、実施内容、実施方法、スケジュールなどが具体的に策定さ	4	20

れ、実現可能なものとなっているか。また、研究開発計画は、年次ごとに明確かつ3年間を通して系統立っているか。		
④ 研究開発計画は、各学校の教育目標や各教科・科目や総合的な探究の時間、学校設定教科・科目における目標の実現に向けて適切な内容となっているか。また、仮説を検証し、改善できる計画となっているか。	5	25
<b>(6) 研究開発内容</b>		<b>105</b>
① 地域との協働による探究的な学びを実現するためのカリキュラム・マネジメントの推進体制が明確か。	6	30
② コンソーシアムにおける取組が、地域との協働による探究的な学びを実現するカリキュラム開発の取組に対して、ふさわしいものになっているか。	5	25
③ 研究開発全体の内容や、地域課題研究内容が独自のものであり、地域や学校の特性を活かし、工夫された内容となっているか。	4	20
④ 本事業による取組が、独自の取組と併せて、学校全体の授業改善や教師、生徒及び地域の関係機関の意識改革を促すものとなっているか。また、生徒が将来地元就職するなど、地域社会に貢献したいといった自らの将来ビジョンを明確化し、自律的なキャリアデザインを促すための効果的な取組が計画されているか。	6	30
<b>(7) 類型毎の趣旨に応じた取組</b>		<b>90</b>
① 学校において、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、学校設定教科・科目又は教育課程の特例を活用したカリキュラムの中に適切に位置付けられているか。	6	30
② 本事業実施のために開設した学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムにおける学習が、各教科・科目や総合的な探究の時間等と相互に関連した教科横断的な学習が計画され、全体として効果的な取り組みとなるよう工夫されているか。	6	30
③ 地域の現状等を踏まえつつ、地域の産業や文化等に関する探究的な学びを実現する学習を通じて地域課題の解決に取り組むなど、その地域の活性化に資する取組を予定しているか。	3	15
④ 地域課題研究の取組のなかで、地域社会との交流の機会が確保されているか。	3	15
<b>(8) 成果の普及</b>		<b>15</b>
① 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。	3	15
<b>(9) 経費</b>		<b>20</b>
① 研究開発計画を実施するために適切な経費が計上されているか。	2	10
② 企業版ふるさと納税制度の活用などによる事業経費の確保など、国による事業終了後においても取組が継続できる経費となっているか。	2	10
<b>(10) 学校のICT環境整備状況に関する指標</b>		<b>10</b>

<p>① 学習者用PC1台あたりの生徒数（人/台）</p> <table border="1" data-bbox="263 235 954 459"> <tr> <td>1台あたり1人以下</td> <td>= 5点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり1人より多く2人以下</td> <td>= 4点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり2人より多く3人以下</td> <td>= 3点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり3人より多く4人以下</td> <td>= 2点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり4人より多い</td> <td>= 1点</td> </tr> </table>	1台あたり1人以下	= 5点	1台あたり1人より多く2人以下	= 4点	1台あたり2人より多く3人以下	= 3点	1台あたり3人より多く4人以下	= 2点	1台あたり4人より多い	= 1点		5
1台あたり1人以下	= 5点											
1台あたり1人より多く2人以下	= 4点											
1台あたり2人より多く3人以下	= 3点											
1台あたり3人より多く4人以下	= 2点											
1台あたり4人より多い	= 1点											
<p>② 普通教室の無線LAN整備率（％）</p> <table border="1" data-bbox="263 544 954 768"> <tr> <td>整備率が100％</td> <td>= 5点</td> </tr> <tr> <td>整備率が75％以上100％未満</td> <td>= 4点</td> </tr> <tr> <td>整備率が50％以上75％未満</td> <td>= 3点</td> </tr> <tr> <td>整備率が33％以上50％未満</td> <td>= 2点</td> </tr> <tr> <td>整備率が50％未満</td> <td>= 1点</td> </tr> </table>	整備率が100％	= 5点	整備率が75％以上100％未満	= 4点	整備率が50％以上75％未満	= 3点	整備率が33％以上50％未満	= 2点	整備率が50％未満	= 1点		5
整備率が100％	= 5点											
整備率が75％以上100％未満	= 4点											
整備率が50％以上75％未満	= 3点											
整備率が33％以上50％未満	= 2点											
整備率が50％未満	= 1点											
<p><b>（11）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標</b></p>		15										
<p>ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点  ※2つ以上の取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝5点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝10点</li> <li>・認定段階3＝15点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝2点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝5点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝7点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝10点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝10点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>												



書面審査係数一覧<グローバル型>

審査項目	満点 係数	470
<b>(1) 構想の目的等</b>		<b>15</b>
① 構想の目的及び求める地域人材像は、明確かつ具体的に設定されているか。	3	15
<b>(2) 達成目標、具体的目標の設定</b>		<b>20</b>
① 本構想における定量目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、これまでの実績を考慮した上で、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値が設定されているか。	2	10
② 本構想における定性目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。	2	10
<b>(3) 実施体制（管理機関・コンソーシアム）</b>		<b>65</b>
① 管理機関による事業の管理方法や地域において構築するコンソーシアムの構成、カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置に関する計画は適切か。	2	10
② 管理機関が本事業に関し、専門的知見から指導、助言を得るための運営指導委員会が適切に設置されているか。	2	10
③ 管理機関の考えや戦略が明確かつ本事業の目的に沿ったものとなっているか。	2	10
④ 管理機関又はコンソーシアムによる主体的な取組が、本計画を実施するに当たり適切な規模、量等となっているか。	2	10
⑤ 本事業終了後も、管理機関が責任をもって必要な取組を継続する予定か。（例：カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置方法・体制に係る考え方、コンソーシアムの運営方法等（コミュニティスクール化の方針を含む））	3	15
⑥ 高等学校と地域の協働による取組に関する協定文書等があるか。（協定締結に向けた具体的な予定も含む）	2	10
<b>(4) 実施体制（学校）</b>		<b>40</b>
① 学校長の下、学校全体として組織的・計画的に研究開発に取り組む体制が構築されるとともに教師の役割が明らかとなっているか。また、それを支援する体制が整備されているか。	2	10
② カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の学校内における位置付けが適切か。	2	10
③ 学校長の下で、研究開発の進捗管理を行い、定期的な確認や成果の検証・評価等を通じ、計画・方法を改善していく仕組みが明確にされているか。	2	10
④ 個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために、評価の専門家等の支援を得られるようにしているか。	1	5
⑤ これまで、教育課程等の研究開発に関する組織体制整備の実績があるか。	1	5
<b>(5) 研究開発計画</b>		<b>75</b>
① 現状の分析を行い、研究開発内容との関係において明確な仮説が適切に設定されているか。	4	20
② 仮説を検証する上で実施対象（対象とする生徒数、学科・コース間の比較）の設定は適切か。	2	10
③ 研究開発計画は、分析、実施内容、実施方法、スケジュールなどが具体的に策定さ	4	20

れ、実現可能なものとなっているか。また、研究開発計画は、年次ごとに明確かつ3年間を通して系統立っているか。		
④ 研究開発計画は、各学校の教育目標や各教科・科目や総合的な探究の時間、学校設定教科・科目における目標の実現に向けて適切な内容となっているか。また、仮説を検証し、改善できる計画となっているか。	5	25
<b>(6) 研究開発内容</b>		<b>105</b>
① 地域との協働による探究的な学びを実現するためのカリキュラム・マネジメントの推進体制が明確か。	6	30
② コンソーシアムにおける取組が、地域との協働による探究的な学びを実現するカリキュラム開発の取組に対して、ふさわしいものになっているか。	5	25
③ 研究開発全体の内容や、地域課題研究内容が独自のものであり、地域や学校の特性を活かし、工夫された内容となっているか。	4	20
④ 本事業による取組が、独自の取組と併せて、学校全体の授業改善や教師、生徒及び地域の関係機関の意識改革を促すものとなっているか。また、生徒が将来地元就職するなど、地域社会に貢献したいといった自らの将来ビジョンを明確化し、自律的なキャリアデザインを促すための効果的な取組が計画されているか。	6	30
<b>(7) 類型毎の趣旨に応じた取組</b>		<b>90</b>
① 学校において、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、学校設定教科・科目又は教育課程の特例を活用したカリキュラムの中に適切に位置付けられているか。	6	30
② 本事業実施のために開設した学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムにおける学習が、各教科・科目や総合的な探究の時間等と相互に関連した教科横断的な学習が計画され、全体として効果的な取り組みとなるよう工夫されているか。	6	30
③ 地域の特性を踏まえつつ、将来はグローバルな視野を持って地域で活躍したいといった自らのビジョンを明確にし、生徒がキャリアデザインを促すための効果的な取り組みが計画されているか。また、地域への理解を深めるための効果的な取組が計画されているか。	2	10
④ 外国語教育に関する取組が計画されている場合、当該内容は地域課題研究との関連性が明確であり、コミュニケーション能力を重視した取組が計画されているか。	2	10
⑤ 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトなど、海外からの留学生や地域の外国人生徒と一緒に探究活動をする取組がカリキュラムに位置付けられ、留学生等を活用した計画となっているか。また、海外の学校との定常的な連携による海外研修がカリキュラムに位置付けられ効果的に計画されているか。	2	10
<b>(8) 成果の普及</b>		<b>15</b>
① 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。	3	15
<b>(9) 経費</b>		<b>20</b>
① 研究開発計画を実施するために適切な経費が計上されているか。	2	10
② 企業版ふるさと納税制度の活用などによる事業経費の確保など、国による事業終了後においても取組が継続できる経費となっているか。	2	10
<b>(10) 学校のICT環境整備状況に関する指標</b>		<b>10</b>

<p>① 学習者用PC1台あたりの生徒数（人/台）</p> <table border="1" data-bbox="253 232 944 456"> <tr> <td>1台あたり1人以下</td> <td>= 5点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり1人より多く2人以下</td> <td>= 4点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり2人より多く3人以下</td> <td>= 3点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり3人より多く4人以下</td> <td>= 2点</td> </tr> <tr> <td>1台あたり4人より多い</td> <td>= 1点</td> </tr> </table>	1台あたり1人以下	= 5点	1台あたり1人より多く2人以下	= 4点	1台あたり2人より多く3人以下	= 3点	1台あたり3人より多く4人以下	= 2点	1台あたり4人より多い	= 1点		5
1台あたり1人以下	= 5点											
1台あたり1人より多く2人以下	= 4点											
1台あたり2人より多く3人以下	= 3点											
1台あたり3人より多く4人以下	= 2点											
1台あたり4人より多い	= 1点											
<p>② 普通教室の無線LAN整備率（%）</p> <table border="1" data-bbox="258 542 951 766"> <tr> <td>整備率が100%</td> <td>= 5点</td> </tr> <tr> <td>整備率が75%以上100%未満</td> <td>= 4点</td> </tr> <tr> <td>整備率が50%以上75%未満</td> <td>= 3点</td> </tr> <tr> <td>整備率が33%以上50%未満</td> <td>= 2点</td> </tr> <tr> <td>整備率が50%未満</td> <td>= 1点</td> </tr> </table>	整備率が100%	= 5点	整備率が75%以上100%未満	= 4点	整備率が50%以上75%未満	= 3点	整備率が33%以上50%未満	= 2点	整備率が50%未満	= 1点		5
整備率が100%	= 5点											
整備率が75%以上100%未満	= 4点											
整備率が50%以上75%未満	= 3点											
整備率が33%以上50%未満	= 2点											
整備率が50%未満	= 1点											
<p><b>(11) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標</b></p>		15										
<p>ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点  ※2つ以上の取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 5点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 10点</li> <li>・認定段階3 = 15点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）= 2点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）= 5点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）= 7点</li> <li>・プラチナくるみん認定= 10点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定= 10点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない= 0点</p>												

書面審査係数一覧<プロフェッショナル型>

審査項目	満点 係数	470
<b>(1) 構想の目的等</b>		<b>15</b>
① 構想の目的及び求める地域人材像は、明確かつ具体的に設定されているか。	3	15
<b>(2) 達成目標、具体的目標の設定</b>		<b>20</b>
① 本構想における定量目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、これまでの実績を考慮した上で、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値が設定されているか。	2	10
② 本構想における定性目標（卒業までに生徒に習得させる具体的能力を含む。）は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。	2	10
<b>(3) 実施体制（管理機関・コンソーシアム）</b>		<b>65</b>
① 管理機関による事業の管理方法や地域において構築するコンソーシアムの構成、カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置に関する計画は適切か。	2	10
② 管理機関が本事業に関し、専門的知見から指導、助言を得るための運営指導委員会が適切に設置されているか。	2	10
③ 管理機関の考えや戦略が明確かつ本事業の目的に沿ったものとなっているか。	2	10
④ 管理機関又はコンソーシアムによる主体的な取組が、本計画を実施するに当たり適切な規模、量等となっているか。	2	10
⑤ 本事業終了後も、管理機関が責任をもって必要な取組を継続する予定か。（例：カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の配置方法・体制に係る考え方、コンソーシアムの運営方法等（コミュニティスクール化の方針を含む））	3	15
⑥ 高等学校と地域の協働による取組に関する協定文書等があるか。（協定締結に向けた具体的な予定も含む）	2	10
<b>(4) 実施体制（学校）</b>		<b>40</b>
① 学校長の下、学校全体として組織的・計画的に研究開発に取り組む体制が構築されるとともに教師の役割が明らかとなっているか。また、それを支援する体制が整備されているか。	2	10
② カリキュラム開発等専門家及び地域協働学習実施支援員の学校内における位置付けが適切か。	2	10
③ 学校長の下で、研究開発の進捗管理を行い、定期的な確認や成果の検証・評価等を通じ、計画・方法を改善していく仕組みが明確にされているか。	2	10
④ 個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために、評価の専門家等の支援を得られるようにしているか。	1	5
⑤ これまで、教育課程等の研究開発に関する組織体制整備の実績があるか。	1	5
<b>(5) 研究開発計画</b>		<b>75</b>
① 現状の分析を行い、研究開発内容との関係において明確な仮説が適切に設定されているか。	4	20
② 仮説を検証する上で実施対象（対象とする生徒数、学科・コース間の比較）の設定は適切か。	2	10
③ 研究開発計画は、分析、実施内容、実施方法、スケジュールなどが具体的に策定さ	4	20

れ、実現可能なものとなっているか。また、研究開発計画は、年次ごとに明確かつ3年間を通して系統立っているか。		
④ 研究開発計画は、各学校の教育目標や各教科・科目や総合的な探究の時間、学校設定教科・科目における目標の実現に向けて適切な内容となっているか。また、仮説を検証し、改善できる計画となっているか。	5	25
<b>(6) 研究開発内容</b>		<b>105</b>
① 地域との協働による探究的な学びを実現するためのカリキュラム・マネジメントの推進体制が明確か。	6	30
② コンソーシアムにおける取組が、地域との協働による探究的な学びを実現するカリキュラム開発の取組に対して、ふさわしいものになっているか。	5	25
③ 研究開発全体の内容や、地域課題研究内容が独自のものであり、地域や学校の特性を活かし、工夫された内容となっているか。	4	20
④ 本事業による取組が、独自の取組と併せて、学校全体の授業改善や教師、生徒及び地域の関係機関の意識改革を促すものとなっているか。また、生徒が将来地元就職するなど、地域社会に貢献したいといった自らの将来ビジョンを明確化し、自律的なキャリアデザインを促すための効果的な取組が計画されているか。	6	30
<b>(7) 類型毎の趣旨に応じた取組</b>		<b>90</b>
<b>【一学科単独実施の場合】</b>		
① 学校において、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムの中に位置付けられているか。または、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、新学習指導要領の新設科目等の先行実施による指導方法のモデル開発等、新規性のある取組の中に位置付けられているか。	6	30
② 本事業実施のために開設した学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムにおける学習、または新学習指導要領に位置付けられた新設科目等の先行実施による指導方法のモデル開発等新規性のある取組が、専門教科・科目を含めた既存の各教科・科目等と相互に関連したものとして計画され、全体として効果的な取組となるよう工夫されているか	6	30
③ 解決すべき地域課題と専門学科等の学習内容との関連性が明確であり、課題解決の取組に地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を効果的に取り入れつつ、専門性の深化・統合化を図るものとなっているか。	3	15
④ 育成すべき人物像及び身に付けさせたい資質・能力が明確で、それらが具体的な研究計画や開発すべき人材育成プログラム（カリキュラム）に反映され、専門学科等の学習を通じたものになっており、妥当かつ実現可能な内容となっているか。	3	15
<b>【学科連携による実施の場合】</b>		
① 学校において、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムの中に位置付けられているか。または、地域との協働による探究的な学びを実現する学習内容が、新学習指導要領の新設科目等の先行実施による指導方法のモデル開発等、新規性のある取組の中に位置付けられているか。	6	30
② 本事業実施のために開設した学校設定教科・科目や教育課程の特例を活用したカリキュラムにおける学習、または新学習指導要領に位置付けられた新設科目等の先行実施	6	30

による指導方法のモデル開発等新規性のある取組が、専門教科・科目を含めた既存の各教科・科目等と相互に関連したものとして計画され、全体として効果的な取組となるよう工夫されているか。		
③ 解決すべき地域課題と専門学科等の学習内容との関連性が明確であり、課題解決の取組に地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を効果的に取り入れつつ、専門性の深化・統合化を図るものとなっているか。	2	10
④ 育成すべき人物像及び身に付けさせたい資質・能力が明確で、それらが具体的な研究計画や開発すべき人材育成プログラム（カリキュラム）に反映され、専門学科等の学習を通じたものになっており、妥当かつ実現可能な内容となっているか。	2	10
⑤ 学科間の連携が、各学科の教育の一層の充実に繋がっているか。また、学科間の連携体制が構築され、各学科間の取組が有機的に連携した計画となっているか。	2	10
<b>（８）成果の普及</b>		<b>15</b>
① 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。	3	15
<b>（９）経費</b>		<b>20</b>
① 研究開発計画を実施するために適切な経費が計上されているか。	2	10
② 企業版ふるさと納税制度の活用などによる事業経費の確保など、国による事業終了後においても取組が継続できる経費となっているか。	2	10
<b>（１０）学校のICT環境整備状況に関する指標</b>		<b>10</b>
① 学習者用PC1台あたりの生徒数（人/台）		5
1台あたり1人以下 = 5点		
1台あたり1人より多く2人以下 = 4点		
1台あたり2人より多く3人以下 = 3点		
1台あたり3人より多く4人以下 = 2点		
1台あたり4人より多い = 1点		
② 普通教室の無線LAN整備率（％）		5
整備率が100％ = 5点		
整備率が75％以上100％未満 = 4点		
整備率が50％以上75％未満 = 3点		
整備率が33％以上50％未満 = 2点		
整備率が50％未満 = 1点		
<b>（１１）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標</b>		<b>15</b>
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点 ※2つ以上の取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 10点 ・認定段階3 = 15点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事		

<p>業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝2点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝5点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝7点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝10点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝10点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>		
---	--	--